

令和3年度研修部・総合研修所事業計画

研修制度の概要

司法書士制度発展のため、会員個々の法律家としての資質、執務能力の向上を図ることにより、国民の権利を擁護し、社会全体からの信頼を高めることを目的として研修事業を行う。

国民の多様な法的ニーズに応えるべく、法令及び実務に精通し、高い倫理観を持った司法書士像を確立するため、次のような研修事業計画を推進する。

1. 登記業務に関する研修
2. 民事裁判及び刑事裁判等の書類作成業務に関する研修
3. 簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修
4. 家事事件及び財産管理業務に関する研修
5. 企業法務に係る専門職能に関する研修
6. 民事保全・執行手続に関する研修
7. 成年後見業務に関する実務家としての倫理、資質向上を図るための研修
8. 法律家としての職業倫理に関する研修
9. 新設、改正された法令の習得に関する研修
10. 国民への法的サービスを提供するための研修
11. その他会員の倫理、資質及び執務能力の向上を図る研修

令和3年度は、研修義務化に応じて会員全員が研修を受講できるようにシステム等を構築、その他の工夫をしていく。

令和2年度に始めたWEBによる配信研修の実施を継続し、集合型研修との併用研修も実施する。また、新たに、一部の研修については、クラウド・キャンパスを利用して配信を行うことによって、一定期間内であれば会員がいつでもどこでも受講できるようにする。

一方、各研修室間における研修スケジュールの調整、WEBによる研修申込み、科目選択制は継続し、引き続き、支部セミナー、支部ブロックセミナーとの連携も強化することによって、会員にとって受講しやすい研修を目指す。会員全員が、研修受講の重要性、日司連会員研修規則に基づく単位取得の重要性を理解し、確実に受講するよう促すための方策の検討も継続する。

新人研修を除く研修受講料を無償とし、研修規則に研修義務化を定める。

新人研修については、本会への帰属意識、司法書士制度への理解を有する次世代の人材育成の場と位置付け、司法書士制度の更なる発展のため、日司連及び関東ブロック主催の各新人研修と連携し、社会の期待に十分応え得る、実務

能力、倫理観を備えた司法書士の養成を目指す。

日司連が実施する司法書士特別研修については、関東ブロックと連携・協働し、簡易裁判所における司法書士代理による訴訟、調停の普及に資する人材を養成するため、研修全体の質的向上、研修内容の充実を図る。